

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成22年
10月29日
(金曜日)

目次

規則
山口県国民健康保険調整交付金交付条例施行規則の一部を改正する規則(医務保険課)……………一

告示
解除予定保安林(上関町)(森林整備課)……………一

公告
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課)……………一

一般競争入札の実施(物品管理課)……………三

公安委告示
警備員等の検定の実施……………四



山口県国民健康保険調整交付金交付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月二十九日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第四十九号

山口県国民健康保険調整交付金交付条例施行規則の一部を改正する規則

山口県国民健康保険調整交付金交付条例施行規則(平成十七年山口県規則第四百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第六十八条の二第二項」を「第七十条第一項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第三百七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十二年十月二十九日

山口県知事 二井 関成

- 解除予定保安林の所在場所
熊毛郡上関町大字室津字瀬戸山一九三の一、一九三の一四
- 保安林として指定された目的
風害の防備
- 解除の理由
公共施設用地とするため



(三五四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年六月十五日山口県公告(一九四)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年十月二十九日から同年十一月二十九日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済産業部商工振興課、山口市小郡総合支所、山口市秋穂総合支所及び山口市徳地総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十月二十九日

山口県知事 二井 関成

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク山口店

一 所在地 山口市中央四丁目二八三五
 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 アルク大内店
 所在地 山口市大内矢田九一〇の一
 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 アルク平川店
 所在地 山口市平井七二四の一
 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 アルク小郡店
 所在地 山口市小郡下郷二二七三の一
 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 サンマート秋穂店
 所在地 山口市秋穂東六七四六の一
 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 徳地ショッピングセンター

一 所在地 山口市徳地堀一六一三
 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

(三五五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年六月十五日山口県公告(一九五)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。
 当該意見は、平成二十二年十月二十九日から同年十一月二十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十月二十九日

山口県知事 二 井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 アルク三田尻店
 所在地 防府市大字新田二一一の五
 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 アルク牟礼店
 所在地 防府市大字江泊一九三六
 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 アルク中関店
 所在地 防府市大字田島一四九七の二
 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク防府店

所在地 防府市天神一丁目一〇番四二号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンマート華城店

所在地 防府市桑南二丁目六六三

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三五六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年六月十八日山口県公告(二〇八)に係る大規模小売店舗について次のとおり美祢市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年十月二十九日から同年十一月二十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び美祢市総合政策部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンマート美祢店・クスリ岩崎チェーン美祢店

所在地 美祢市大嶺町東分二二三一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三五七) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十二年十月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品の名称及び数量

ネットワークパソコン 五百四十五台

(二) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成二十三年三月十五日

(四) 納入場所

山口県地域振興部情報企画課ほか百三十七箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十一年山口県告示第二百八十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十二年山口県告示第五十六号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 提出場所
山口県会計管理局物品管理課
- (三) 受領期限
平成二十二年十二月十日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十二年十二月十三日午前十一時)
- (四) 入札を執行する場所及び日時
山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室
- (五) 日時
平成二十二年十二月十三日午前十一時
- (六) 入札保証金
免除する。
- (七) 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
(一) 入札参加資格のない者がした入札
(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- (八) 落札者の決定方法
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (九) その他
(一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
(二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(三) 契約書の作成の要否
要
(四) 契約保証金
免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
(六) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Branch office in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Name and quantity of the products to be purchased: Network personal computers 545 sets
- (3) Delivery period: March 15, 2011
- (4) Delivery place: Information Technology Planning Division and 137 other places
- (5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., December 10, 2010
(In case of bringing a tender: 11:00 A.M., December 13, 2010)



山口県公安委員会告示第六十号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号)第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十二年十月二十九日

山口県公安委員会

- 一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員
種 別 級 受検定員
施設警備業務 一級 二十名
- 二 検定に係る試験の日時及び場所
(一) 学科試験
日 時 平成二十三年一月二十七日(木曜日)の午前十時から正午まで
場 所 山口市滝町一番一号
山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 平成二十三年二月二十六日(土曜日)の午前九時から午後五時まで
場所 山口市仁保下郷一四五九番地
山口県警察学校

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であつて、次のいずれかに該当する者であること。

- (一) 施設警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの
- (二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同年以上の知識及び能力を有すると認める者

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十二年十二月十三日(月曜日)から同月十七日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

- 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面
- 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

- 3 三の(一)に該当する者にあつては、施設警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書
- 4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)(二枚)

七 受検手数料

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄にはること。この

収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

- (一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

- (二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇内線三〇一八)にすること。

平成二十二年十月二十九日印刷

発行人所

山口県知事庁